

8月から父子家庭も 児童扶養手当の 支給対象となります

平成22年8月1日から父子家庭の方にも児童扶養手当が支給されます。

一部支給・支給停止の場合があります。

児童扶養手当とは？

離婚による母子家庭または父子家庭など、父や母と生計を同じくしていない子どもが養育されている家庭の生活の安定と自立の促進、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。ただし、公的年金を受ける資格がある場合などは支給されません。

父子家庭の支給要件は？

父母の離婚等により、父親がその子どもを監護し、かつ生計を同じくしている場合、または、養育者が父親に代わってその子どもの生計を維持している場合に支給されます。

手当の金額は？

受給資格者が監護・養育する子どもの数や受給資格者などの所得により決定されます。また、所得に応じて、全部支給・

児童扶養手当支給額 (全部支給の場合)

月額	
対象児童1人	41,720円
2人	46,720円
3人目から1人につき	3,000円加算

申請について

福祉介護課または各支所総合窓口課で申請してください。なお、申請には受給資格者および該当する児童の戸籍謄本（抄本）や住民票が必要です。他にも証明書が必要となる場合がありますので、あらかじめお問い合わせください。

◆問い合わせ先

福祉介護課

☎0859・54・5207

7月から75歳以上肺炎球菌予防接種の助成をはじめました。

肺炎球菌ワクチンは、肺炎の中で最も多い原因となる肺炎球菌による病気を防ぐ予防接種です。

この予防接種の効果は約5年持続するといわれています。過去に肺炎球菌予防接種を受けた方は、2回目の接種について医師とよく相談しましょう。

大山町ではこの予防接種にかかる費用の一部（3,000円）を助成します。

◆対象者 75歳以上の町民

◆助成額 3,000円（自己負担は医療機関で決められた接種費用から助成額を引いた額です。ただし、生活保護世帯の方は接種費用の全額を助成します。）

◆助成券が使用できる指定医療機関

名和診療所・大山診療所・大山口診療所・佐々木医院・小谷医院・キマチリハビリテーション医院・菅医院

※該当者には助成券を送付しています。指定医療機関で接種される際は、医療機関に予約をし、必ず助成券に必要事項を記入し、持参してください。

※指定医療機関以外で接種する場合は、助成券は使用できません。償還払いでの助成となります。

◆償還払いについて 平成22年4月1日以降に接種または町外医療機関で接種をされた方は、役場に申請いただくと、助成を受けることができます。詳しくは、お問い合わせください。

※ワクチンが不足している可能性がありますので、必ず医療機関に確認し、予約をするなど、早めの対応をお願いします。

ご不明な点は、下記へお問い合わせください。

◆問い合わせ先 保健課 ☎0859-54-5206

